

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき地域計画の変更案を作成したので、同条第7項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和8年3月12日

高梁市長 石田芳生

記

- 1 地域計画の変更案を作成した地域
松山地域、津川地域、川面地域、巨瀬地域、中井地域、玉川地域、宇治地域、成羽地域、川上地域、備中町平川地域、備中町湯野地域、備中町西山地域
- 2 縦覧期間
自 令和8年3月12日
至 令和8年3月25日
- 3 縦覧場所
高梁市松原通2043番地 高梁市産業経済部農林課
- 4 意見書の提出先
高梁市産業経済部農林課
- 5 意見書の提出にあたっての留意事項
(1) 期間を過ぎての意見書の提出は受け付けない。
(2) 意見書については、日本語に限る。また、電話での意見は受け付けない。
(3) 意見を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- 6 提出された意見の取扱い
意見書に対する個別の回答は行わない。同法第19条第8項の規定に基づき地域計画を公告する際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。